五十　不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

公的病院等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院をいう。以下同じ。）に対して助成を行つている道府県について、次の各号によつて算定した額の合算額（当該助成の額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（同一公的病院等に対して二以上の都道府県又は市町村が助成を行つている場合においては、当該助成の額の合計額に〇・八を乗じて得た額の合算額又は当該算定した額の合算額のいずれか少ない額を当該地方団体の助成の額の合算額で按分して得た額）を上限とする。）とする。

一　公的病院等に係る上欄に掲げる区分に従い、中欄に掲げる種別の病床（感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下同じ。）の数（次の表第一号から第三号までの上欄に掲げる病院の一般病床等の許可病床の数が百を超えるときは、要件該当稼働病床の数とする。）として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	病床の数	額
一　一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。	稼働病床の数	一、四〇八、〇〇〇円
二　この表中第一号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。	稼働病床の数	九三九、〇〇〇円
三　この表中第一号及び第二号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。	稼働病床の数	九三九、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万

五十　不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

公的病院等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院をいう。以下同じ。）に対して助成を行つている道府県について、次の各号によつて算定した額の合算額（当該助成の額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（同一公的病院等に対して二以上の都道府県又は市町村が助成を行つている場合においては、当該助成の額の合計額に〇・八を乗じて得た額の合算額又は当該算定した額の合算額のいずれか少ない額を当該地方団体の助成の額の合算額で按分して得た額）を上限とする。）とする。

一　公的病院等に係る上欄に掲げる区分に従い、中欄に掲げる種別の病床（感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下同じ。）の数（次の表第一号から第三号までの上欄に掲げる病院の一般病床等の許可病床の数が百を超えるときは、要件該当稼働病床の数とする。）として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	病床の数	額
一　一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。	稼働病床の数	一、三四九、〇〇〇円
二　この表中第一号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。	稼働病床の数	八九九、〇〇〇円
三　この表中第一号及び第二号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。	稼働病床の数	八九九、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万